

人吉市農業委員会定例総会

(第10回)

令和7年10月24日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年10月24日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 52 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 53 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 54 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江

同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	25番	東照

○ 欠席した委員

推進委員 24番 東憲孝

議事録署名農業委員 5番 竹下豊

議事録署名推進委員 25番 東照

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰
係	長	豊永英紀
主	任	淵田奈緒美
再	任	用
職	員	坂井正子

開会 9 : 00

- (議長) おはようございます。本日は24番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第10回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に5番委員、25番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- (事務局長) 議事日程 朗読

- (議長) 日程第1・議第52号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第1・議第52号 朗読

- (議長) 1番について9番委員の調査報告をお願いします。

- (9番委員) おはようございます。議第52号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。併せて位置図もご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田5筆、畑が1筆となっております。農振区分は農外用でございます。面積は田の5筆の合計が2,541㎡、畑が891㎡、合計

の3, 432㎡となっております。これは3条の有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始でございます。新規就農者でございます。譲受人は勤めに行きながら就農という形になりますが、農機具等は刈り払い機を持っておられるぐらいで、あとは譲受人の実家が農業をされており、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等は所有されていますので、協力をいただきながら今後、田植えをしていくということでございます。畑につきましては、ブルーベリー等の植栽を考えておられるとのことでした。また、現在、田の1筆には栗と梅、柿が植えてありますので、今後も管理をしていくということでもあります。稼働人員が4名となっておりますが、本人とご主人、実家のお母さん、お兄さんの4名でこれから管理をしていくということでございました。3条の調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について2番委員の調査報告をお願いします。
- （2番委員）おはようございます。議第52号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆の211㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。ここで数点補足説明をさせていただきます。申請地は譲受人の自宅に隣接しておりまして、申請地のすぐ下側が譲受人の自宅となっております。今回、野菜に関しましてはサツマイモやジャガイモなどを栽培予定とのことでした。現在、申請地は保全管理されておりまして、許可後は耕作を再開することを確認しております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について3番委員の調査報告をお願いします。

○（3番委員）おはようございます。議第52号、農地法第3条の許可申請に対する3番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合わせて1,785㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。水稻を栽培されるということです。ここで補足いたしますと、今年の春頃に譲渡人から譲受人に後を継いで欲しいと話をし、申請は今月に出ましたが、現在、育成牛は30頭ほど飼育されています。今年いっぱいまでの目標としている35頭を達成するだろうとのこと。新規就農者でまだ年齢も若い方ではありますが、頻繁に譲受人と会っていますが、意気込みも非常にあります。ここは農機具や畜産施設も全て譲り受けておられまして、そのまま引き継いでおられます。場所についてはタブレットをご覧ください。県道の大畑西線の直線になっている東側に位置しております。牛を飼育するには最適な環境であると思っております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第2・議第53号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第2・議第53号 朗読
- （議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。
- （4番委員）おはようございます。議第53号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外です。面積は1,577㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は資材置場となっております。ここは第2種農地で都市計画用途指定区域外になります。着工と完了は記載のとおりです。申請地を見に行き調査をしましたところ、長年、耕作されていませんでしたが、除草はされておりました。資材置場にする際には砂利等を入れて資材を置かれるということでした。トイレなどの汚水は設置しないため発生しません。また、生活雑排水も発生しないということでした。場所は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。
- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第3・議第54号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第3・議第54号 朗読
- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和7年10月23日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が19,572㎡、「畑」が12,936㎡、合計の32,508㎡になります。一番下の所有権移転はございませんでした。本年累計は右側のとおりです。

次に2ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が13件、そのうち5件が利用権設定からの移行分になります。更新が1件、計の14件ございました。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時17分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和7年第10回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（9時17分 終了）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員